

管理運用方針の変更点（概要）

1. 運用の基本方針の変更に伴う変更点

- 「資産構成割合管理目標値」に関する規定の創設（第2の2(1)③ウ）

「基本方針」の趣旨を踏まえ、移行ポートフォリオへ円滑に移行すべく、四半期ごとに資産構成割合管理目標値に関する規定を新たに設け、関連規定を整備。

（参考）年金資金運用基金法 第27条第2項

基金は、基本方針が変更された場合のほか、毎年少なくとも一回、管理運用方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

2. その他の変更点

- 「転換社債」に係る規定の変更（第2の1(2)等）

・商法改正により、平成14年4月1日から「転換社債」は「新株予約権付社債」となることから、規定の整備等を行う。

- 「バランス型運用」、「L P S」に係る規定の削除（第2の2(1)②等）

・バランス型運用及びL P Sは13年度中に特化型運用及び特定運用信託に移行することから、バランス型運用及びL P Sに係る規定を削除する。

- インハウスの調整ファンドに係る規定の削除（第6の2(3)等）

・インハウスの調整ファンドの廃止に伴い、関係規定を削除する。

- その他

各種の用語整理等。